

○姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例

平成23年3月28日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、市内の医療機関において医師として勤務しようとする臨床研修医に対し、研修又は修学に要する資金（以下「奨励金」という。）を貸与することにより、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 前期研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- (3) 後期研修 前期研修を修了した臨床研修医が受ける医師の専門性を高めるための研修をいう。
- (4) 臨床研修医 前期研修又は後期研修を受けている医師をいう。
- (5) 前期研修医 厚生労働大臣が指定する市内の臨床研修病院において前期研修を受けている臨床研修医をいう。
- (6) 後期研修医 市内の医療機関において後期研修を受けている臨床研修医をいう。

(貸与の対象)

第3条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす臨床研修医に対し、予算の範囲内において、奨励金を貸与することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 前期研修の修了後市内の医療機関において後期研修を受け、又は医師として勤務しようとする意思を有する前期研修医
 - イ 後期研修の修了後市内の医療機関において医師として勤務しようとする意思を有する後期研修医
 - ウ 奨励金の貸与を申請しようとする日の属する年度の翌年度4月1日以降に、市内の医療機関において後期研修を受け、又は医師として勤務しようとする意思を有する後期研修医

(2) 前期研修又は後期研修を良好な成績で受講していることを当該医療機関の長が認め、かつ、心身ともに健康であると認められる者であること。

(3) 前期研修医又は後期研修医として奨励金の貸与を受けた期間が次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ定める期間を超えない者であること。

ア 編入前の家島町の区域内（以下「家島町内」という。）の医療機関において医師として勤務しようとする意思を有する後期研修医 4年

イ アに掲げる者以外の者 2年

(4) 独立の生計を営む2人以上の連帯保証人を立てることが可能な者であること。

（貸与する奨励金の額及び利息）

第4条 貸与する奨励金の額は、次のとおりとする。

(1) 前期研修医 月額10万円以内の額

(2) 後期研修医 月額15万円以内の額

2 貸与する奨励金は、無利息とする。

（貸与者の募集）

第5条 市長は、奨励金の貸与を行おうとするときは、あらかじめ、奨励金の貸与対象者、貸与人数、貸与期間、貸与申請の受付日時その他の必要な事項を記載した募集要項を作成の上、募集するものとする。

（奨励金の貸与の申請）

第6条 奨励金の貸与を受けようとする者（以下「貸与希望者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（奨励金の貸与の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励金の貸与の可否を決定するものとする。

2 奨励金は、原則として前項の規定により決定した貸与月額4箇月分に相当する額を7月、8月、12月にそれぞれ貸与する。

（奨励金の貸与の取消し）

第8条 市長は、前条の規定による奨励金の貸与の決定を受けた者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対する奨励金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 臨床研修医として勤務しなくなったとき。

(2) 疾病その他の理由により前期研修又は後期研修を継続する見込みがなくなったと認

められるとき。

- (3) 第3条各号の要件を欠くに至ったと認められるとき（次条第2号の適用を受けるものを除く。）。
- (4) 被貸与者が死亡したとき又は所在不明となったとき。
- (5) 被貸与者が奨励金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 次条の規定により奨励金の貸与を休止された期間が1年を超えたとき。
- (7) その他奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（奨励金の貸与の休止）

第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対する奨励金の貸与を休止することができる。

- (1) 前期研修又は後期研修の受講を休止したとき。
- (2) 第3条第2号に掲げる要件を欠くに至ったと認められる場合であって、その改善の見込みがあると認められるとき。

（奨励金の返還）

第10条 被貸与者（次条の規定の適用を受ける者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して2月以内に、貸与を受けた奨励金を返還しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 第8条の規定により奨励金の貸与の決定が取り消されたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して奨励金の貸与期間を通算した期間に相当する期間が経過するまでの間に、月賦又は半年賦の均等払の方法により奨励金を返還させることができる。

（奨励金の返還の猶予）

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める期間、奨励金の返還を猶予するものとする。

- (1) 次条第1項第1号又は第2号に掲げる要件を満たす過程にあるとき 次条第1項第1号に規定する免除相当期間
- (2) 次条第1項第1号又は第2号に掲げる要件を満たすことができない場合であって、後期研修医又は医師として勤務していないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとき 市長が指定する期間

2 市長は、前項の規定によるほか、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により奨励金の返還が困難となったと認めるときは、奨励金の返還を猶予することができる。

(奨励金の返還債務の免除)

第12条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、当該被貸与者に貸与した奨励金に係る返還債務を免除するものとする。

(1) 被貸与者が、前期研修を修了した日又は奨励金の貸与期間（第9条の規定により奨励金の貸与を休止された期間を除く。以下同じ。）の終了した日のいずれか遅い日の属する月の翌月から起算して当該貸与期間に4年を加えた期間（以下「免除相当期間」という。）を経過するまでの間において、家島町内の医療機関で後期研修医又は医師として勤務したとき。

ア 後期研修医として奨励金の貸与を受けた期間（以下「後期貸与期間」という。）が2年を超えるときは、免除相当期間のうち家島町内の医療機関で後期研修医又は医師として勤務した期間（奨励金の貸与期間並びに前条第1項第2号及び第2項の規定により奨励金の返還の猶予を受けた期間（以下「返還猶予期間」という。）を除く。以下「家島町内医師勤務等期間」という。）と後期貸与期間のうち2年を超える期間（以下「特別後期貸与期間」という。）のいずれか短い期間に相当する月数に後期研修医として貸与を受けた奨励金の月額（以下「後期奨励金月額」という。）を乗じて得た額の返還債務を免除する。

イ 後期貸与期間が2年以下のとき、又はアに定めるところにより返還債務を免除した後もなお返還債務がある場合において、家島町内医師勤務等期間から特別後期貸与期間を差し引いて得た期間に相当する月数が1以上であるときは、当該差し引いて得た期間に相当する月数と前期研修医として奨励金の貸与を受けた期間（以下「前期貸与期間」という。）のいずれか短い期間に相当する月数に前期研修医として貸与を受けた奨励金の月額（以下「前期奨励金月額」という。）を乗じて得た額の返還債務を免除する。

ウ ア及びイに定めるところにより返還債務を免除した後もなお返還債務がある場合において、家島町内医師勤務等期間から特別後期貸与期間及び前期貸与期間を差し引いて得た期間に相当する月数が1以上であるときは、当該差し引いて得た期間と後期貸与期間のいずれか短い期間に相当する月数に後期奨励金月額を乗じて得た額の返還債務を免除する。

エ アからウまでに定めるところにより返還債務を免除した後もなお返還債務がある

場合において、免除相当期間のうち市内の医療機関で後期研修医又は医師として勤務した期間（奨励金の貸与期間及び返還猶予期間を除く。以下「医師勤務等期間」という。）から家島町内医師勤務等期間を除いた期間（以下「町外市内医師勤務等期間」という。）があるときは、町外市内医師勤務等期間と、前期貸与期間からイに定めるところにより返還債務を免除した月数に相当する月数を差し引いて得た期間のいずれか短い期間に相当する月数に前期奨励金月額を乗じて得た額の返還債務を免除する。

オ アからエまでに定めるところにより返還債務を免除した後もなお返還債務がある場合は、後期貸与期間から特別後期貸与期間及びウに定めるところにより返還債務を免除した期間を差し引いて得た期間と、町外市内医師勤務等期間からエに定めるところにより返還債務を免除した月数に相当する月数を差し引いて得た期間のいずれか短い期間に相当する月数に後期奨励金月額を乗じて得た額の返還債務を免除する。

(2) 被貸与者が、免除相当期間において、家島町内を除く市内の医療機関で後期研修医又は医師として勤務したとき。

ア 医師勤務等期間と前期貸与期間のいずれか短い期間に相当する月数に前期奨励金月額を乗じて得た額の返還債務を免除する。

イ アに定めるところにより返還債務を免除した後もなお返還債務がある場合は、医師勤務等期間から前期貸与期間を差し引いて得た期間と後期貸与期間のいずれか短い期間に相当する月数に後期奨励金月額を乗じて得た額の返還債務を免除する。

(3) 奨励金の貸与期間又は医師勤務等期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する疾病その他の理由により医師として勤務することができなくなったとき
返還債務の全部

(補則)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

